

第42回岩手県環境審議会 会議録

(開催日時) 令和2年2月10日(月) 13:30～15:00

(開催場所) サンセール盛岡 3階 鳳凰

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

(1) 大気部会審議結果について

(2) 水質部会審議結果について

(3) 自然・鳥獣部会審議結果について

(4) 「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」について

(5) 次期「岩手県環境基本計画」の検討状況について

(6) 次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」策定の方向性について

4 その他

5 閉 会

(出席委員)

青井俊樹委員、東淳樹委員、阿部江利子委員、生田弘子委員、石川奈緒委員、
大澤長嘉委員、大塚尚寛委員、小野澤章子委員、小野寺真澄委員、梶田佐知子委員、
菅野範正委員、後藤均委員、笹尾俊明委員、渋谷晃太郎委員、主濱了委員、
鈴木まほろ委員、鷹觜紅子委員、滝川佐波子委員、丹野高三委員、中村正委員、
林俊春委員、水木高志委員、山崎朗子委員、奥村浩信特別委員(今野昭男氏 代理出席)、
西尾崇特別委員(佐野智樹氏 代理出席)、真鍋郁夫特別委員(長尾親子氏 代理出席)

(欠席委員)

伊藤歩委員、内澤稲子委員、小田祐士委員、篠原亜希委員

1. 開 会

○高橋環境生活企画室企画課長 ただいまから第42回岩手県環境審議会を開催します。

私は、事務局を担当しております環境生活部環境生活企画室企画課長の高橋でございます。暫時司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員30人のうち26人の御出席をいただいております、半数を超えております。岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることをまずもって御報告いたします。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会にあっては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

2. あいさつ

○高橋環境生活企画室企画課長 それでは、開会に当たり、大友環境生活部長から御挨拶申し上げます。

○大友環境生活部長 第42回岩手県環境審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方にはお忙しい中、御出席を賜り深く感謝申し上げます。また、日頃より本県の環境行政の推進に御尽力をいただいていることに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の会議では大気部会、水質部会及び自然・鳥獣部会から、今年度各部会におきまして御審議いただきました結果について御報告をいただくほか、事務局から昨年6月に知事から当審議会に諮問いたしました次期岩手県環境基本計画の検討状況について御報告することとしております。

また、昨年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて主要テーマの一つとなっておりますが、地球規模での海洋環境の汚染によって生態系への影響が懸念されている海洋プラスチック問題をはじめとする海洋ごみ対策について、県では昨年12月に海洋漂着物対策推進地域計画を策定し、海洋漂着物等の円滑な処理や効果的な発生抑制を図る施策等を推進することとしており、この計画の概要について御説明をさせていただきます。

そして、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で連続して発生していることを受けて、改めて地球温暖化対策の重要性が高まる中、スペインで開催されるCOP25に先立

ち、昨年11月に知事より、岩手県として次期環境基本計画に当該計画期間を超えた目標として、2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロを掲げたいと表明したところでありますが、その目標に向けて、来年度に具体的取組を定める予定としている次期岩手県地球温暖化対策実行計画策定の方向性についても御説明させていただくこととしております。

それでは、限られた時間ではございますが、委員の皆様には忌憚のない御意見を頂戴いたしたくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○高橋環境生活企画室企画課長 次に、議事に入ります前に、今回人事異動によりまして特別委員に異動がございましたので、御紹介させていただきます。

東北経済産業局資源エネルギー環境部長、奥村浩信特別委員でございます。本日は、代理で今野昭男資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長に御出席いただいております。

○今野昭男特別委員代理（奥村浩信特別委員） どうぞよろしく申し上げます。

3. 報 告

- (1) 大気部会審議結果について
- (2) 水質部会審議結果について
- (3) 自然・鳥獣部会審議結果について
- (4) 「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」について
- (5) 次期「岩手県環境基本計画」の検討状況について
- (6) 次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」策定の方向性について

○高橋環境生活企画室企画課長 それでは、次第の3、報告に入ります。以降の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行につきましては大塚会長、お願いいたします。

○大塚尚寛会長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、環境審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。今年の冬は随分暖冬だ、暖かいのがいいとばかりも言っていないというのは、まさに今ほどの部長様の御挨拶にもありましたけれども、地球温暖化の影響であるということが言われております。

昨年は、岩手県におきましても台風19号の影響で、特に津波被害地域におきまして、集中豪雨ということで被害が出ております。日本国内におきましても、毎年のように集中的な大

雨が降ったり、いろいろな異常気象が起きております。また、世界に目を転じますと、昨年の暮れからオーストラリアの大規模森林火災、これは明らかに地球温暖化の影響、将来を予測するような現象ではないかと言われておりますし、つい先週ですか、南極で過去最高気温 18.3度を記録したと。いよいよ南極のほうの氷も解け始めて、南極の氷が解けますと海面上昇というのが現象として現れてきますので、まさに地球温暖化の問題は待ったなしの状況になってきているのかなと思います。

そういった中で、本日の審議会では、先ほども冒頭の御挨拶にございましたけれども、次期の環境基本計画、そして地球温暖化対策実行計画などの方向性について、あるいは状況について御報告がありますし、新たな課題としてあります海外漂着物対策推進地域計画についても報告があるということでございますので、委員の皆様にはどうぞ忌憚のない御意見をいただければと思います。

それでは、着席して進行を進めさせていただきます。それでは、次第の 3、報告に入ります。本日の報告は 6 件ございますけれども、初めの 3 件が部会報告になっております。

審議会条例第 8 条第 3 項の規定によりまして、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるとされております。したがって、本日はその審議結果について報告をしていただきます。

それでは、報告の 1 番目、大気部会の審議結果につきまして、大気部会、丹野部会長から報告をお願いいたします。

○丹野高三大気部会長 よろしく願いいたします。大気部会から報告事項がございます。お手元の資料 1 を御覧ください。令和 2 年 1 月 15 日に開催いたしました大気部会におきまして、1、審議事項に記載しております 3 点について審議を行いましたので、結果を御報告いたします。

1 点目の令和 2 年度大気汚染調査測定計画については、大気汚染防止法に基づく令和 2 年度の調査測定計画についてであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

2 点目の令和 2 年度ダイオキシン類調査測定計画については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和 2 年度の調査測定計画についてであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

3 点目の騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更については、山田町で都市計画法に規定する用途地域の変更に伴い、これに準拠して騒音及び振動規制地域の変更を行うものについてであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

大気部会からの報告は以上のとおりでございます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。ただいま本年1月15日に開催されました大気部会の審議結果について報告を受けましたけれども、内容につきまして御質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、ただいまの報告、了承ということで、次に進ませていただきます。

2件目の報告は、水質部会審議結果につきまして、水質部会の部会長職務代理者の生田委員から報告をお願いいたします。

○生田弘子水質部会長職務代理者 それでは、水質部会から報告事項がございます。お手元の資料2を御覧ください。令和元年11月18日及び令和2年1月27日に開催いたしました水質部会におきまして、1、審議事項に記載しております4点について審議を行いましたので、結果を報告いたします。

11月18日審議事項の世増ダム貯水池に係る水質環境基準の類型当てはめについては、青森県との県際水域である世増ダム貯水池の水質環境基準の類型指定を行うものであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

1月27日審議事項1点目及び2点目は、それぞれ水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水質の令和2年度の測定計画についてであります。審議の結果、いずれも事務局案のとおり議決いたしました。

1月27日審議事項3点目の令和2年度ダイオキシン類調査測定計画については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和2年度の調査測定計画についてであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

水質部会からの報告は以上となります。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。昨年11月及び本年1月に開催されました水質部会の審議結果について報告を受けましたけれども、内容につきまして御質問等ございますでしょうか。ございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、ただいまの報告を了承したいと思います。

続きまして、報告の3件目になります。自然・鳥獣部会審議結果につきまして、自然・鳥獣部会、青井部会長から報告をお願いいたします。

○青井俊樹自然・鳥獣部会長 自然・鳥獣部会長の青井でございます。自然・鳥獣部会の報告事項は1件です。

資料3を御覧ください。自然・鳥獣部会は、令和元年9月25日付けで諮問がありました鳥獣保護区特別保護地区の指定につきまして、令和元年9月25日に開催した同部会において審議をいたしました。これは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきまして、これまで指定してきた八幡平鳥獣保護区特別保護地区及び山田町船越大島鳥獣保護区特別保護地区の2か所は指定期間が満了することから、改めて指定するものであります。審議の結果、原案を適当と認める旨の答申を行いました。概要につきましては配付資料を御覧願います。

以上で自然・鳥獣部会の報告を終わります。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。昨年9月に開催されました自然・鳥獣部会の審議結果について報告をいただきましたけれども、内容につきまして御質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、ただいまの報告を了承したいと思います。

それでは、報告の4件目になります。「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」について事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木資源循環推進課総括課長 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画につきまして、資源循環推進課の佐々木から御報告いたします。

はじめに、本計画の策定に当たりまして、県海岸漂着物対策推進協議会を組織しまして、この環境審議会の委員でもいらっしゃる岩手県立大学の渋谷教授に座長に御就任いただきまして、岩手県漁連様など関係団体の皆様のほか、宮古市など沿岸の5つの市の皆様、国土交通省の岩手河川国道事務所など行政機関の皆様にも御参画いただき、この計画について御協議いただきました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

それでは、A3判の資料4を御覧ください。資料4と書かれた面の左上の(1)のところに、1の1の(1)に世界の動きということがございます。ここには、海洋プラスチックごみなどによります地球規模での海洋環境の汚染によりまして、生態系や漁業などへの悪影響が世界的に懸念されているということが書かれております。

その下の1の2、計画策定の目的を御覧ください。本県では森、川、海におきまして、様々な環境保全活動が行われてきたわけでございますが、東日本大震災津波の後は、海岸での環境保全活動というのが停滞しているという状況でございました。最近、砂浜の再生ですとか、三陸ジオパークの再認定ということなどによりまして、県民や観光客の方々などによります海岸利用が活発に行われるようになってきております。本県の海岸が被災前の姿に戻りつつあるという状況でございます。そこで、この良好な景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成していくため、多様な主体が連携・協力して、海岸漂着物等の円滑な処理や効果的な発生抑制を図る施策の推進などが必要であるということで、本地域計画を策定したものでございます。

次に、資料の真ん中にある円グラフを御覧ください。本県における海岸漂着物等の現状を示すものでございます。これは県の県土整備部が平成30年に県市町村が管理する海岸施設におきまして、海岸漂着物の回収、処分を行ったものを漂着物の種類毎に重量ベースでまとめたものでございます。この結果を見ますと、全体量が約436トンでございまして、このうち緑色のプラスチック類、紫色の漁具・漁網といったプラスチック系が26トン程度、全体の6%程度含まれているという状況でございました。

次に、右上の4の1、基本目標でございまして、以上の状況を踏まえまして、森から川を経て海に至る流域全体で、県民が一体となって河川や海岸の環境美化、3Rの推進などに積極的に取り組み、良好な環境が保たれた海岸を守りますという基本目標を掲げまして、本県で海岸漂着物対策を推進していくというものでございます。

次に、裏面を御覧ください。左側の中ほどのところの、5の2、海岸漂着物対策の内容というところを御覧ください。(1)の円滑な処理では、県、市町村など海岸管理者の処理責任というものがございまして、そういう責任の下、適正に円滑に処理することとしております。

(2)の効果的な発生抑制というところでは、海洋プラスチックごみの多くが内陸から川を通じて海に流れていくということが考えられております。そこで、県民、企業、団体、行政など、多様な主体の皆様が参画、相互協力して、川の流域圏が一体となって清掃活動の取

組などの輪を大きく広げていきたいと考えております。また、写真にございますとおり、三陸ジオパークなど、三陸の美しい景観や海岸を保全するということの目的に海岸の清掃活動などが行われているというところでございます。県といたしましても、全国的に展開される海ごみゼロウィークなどに合わせまして、海岸の環境保全活動についても川の活動と同様に、その取組の輪を大きく広げていきたいと考えております。

また、そもそも海洋プラスチックごみの原因となるポイ捨てごみの削減ということも大事でございます。県では、3R推進キャラクター、エコロールを活用した普及啓発などに取り組んでおりまして、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない、レジ袋などの使い捨てプラスチックの使用は控える、食事は楽しく・おいしく・残さず食べるという3つのエコマナーというのが県民に定着されるよう取り組んでいるというところでございます。このような取組などによりまして、海岸漂着物対策を推進していきたいと考えております。委員の皆様が所属する団体や職場におきましても、環境保全活動ですとか、3つのエコマナーの取組を推進していただけるよう御協力をお願いしたいと思います。

以上で御説明を終わります。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。本県の海岸漂着物対策推進地域計画につきまして説明を受けましたけれども、内容につきまして御質問などございますでしょうか。

検討の座長を務められました渋谷委員のほうから、何かコメントなどございましたら。

○渋谷晃太郎委員 県のほうで計画をつくっていただきましてありがとうございます。今後ごみ、海岸の漂着物等、あるいは上流の、北上川とか河川の内陸からのごみも関係しますので、全てのところが関係するというような計画になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、資料の真ん中の円グラフなのですが、一見、これを見るとプラスチックごみはすごく少なく見えるのですが、実はこれ県のほうの統計で重量で量っているということで、重さで量るとこういう割合になるのですが、いわゆる体積、ボリュームといいますが、プラスチックというのは袋とか軽いではないですか。ですから、重さで量るとこうになってしまうのですが、ボリュームはかなりの量になっていると。見た目で、海岸のごみを御覧になった方いらっしゃると思うのですが、結構プラスチックごみのほうが目立つのです。同じものだと、立木とかだと結構重いので、こういう表示になるのですが、実は体積で示すともっともっと大きくなりますので、誤解のないようにしていただければと。見た目と重さでちょっと感覚というのですか、感じが違うので、御注意いただ

ければと思います。よろしく願いいたします。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。

委員の皆様から何か。はい、どうぞ。

○東淳樹委員 海岸漂着物なのですけれども、これは岩手県の河川とかから出るものを減らすという取組に関しては非常にいいと思うのですけれども、漂着物が必ずしも岩手県の河川から出るだけではなくて、他県から流れてくるものだったり、海外から流れてくるものもあると思うのですけれども、その辺のデータというか、どのくらい県内割合、わからないものも結構あると思うのですけれども、そういったデータがあるのかということと、それから他県だとか外国から来るものの対策とか、そういったところをここではどういうふうに考えられているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○大塚尚寛会長 お願いします。

○佐々木資源循環推進課総括課長 岩手県の海岸で他県から来る量というのは、現実分かっておりません。逆に本県では大震災があったことで、海岸のごみ拾いとか清掃活動が停滞していたこともあって、そういうデータが不足していることもあるので、委員御指摘のとおりそういうデータをきちんと蓄積していかなければならないというところはございます。環境省での調査結果では、全国10か所で海岸漂着物の調査をしていると、やはり日本海側では中国語とかハングル語のものが打ち寄せてくるということもございますので、そういうデータもしっかりと捉えながらやっていきたいと思います。

あと、対策については、実績を踏まえてなのですけれども、なかなか根本的な対策というのは難しいので、まず本県とすると北上川、馬淵川とか、そういう河川で他県に流れる分もあるということもございますので、総合的に自分の県から流れていかないという対策は進めていきたいと考えております。

○東淳樹委員 ありがとうございます。こういった取組は、岩手県以外のほかの県とかもやられているのでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 海に面する県は、ほぼこの地域計画を策定しております。特に海岸漂着物の推進法が改正されまして、内陸からきちんと対策を取りましょうという法改正もできましたので、今後、全国的にそういった取組が推進されていくものと考えております。

○東淳樹委員 ありがとうございます。

○大塚尚寛会長 ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○主濱了委員 市長会の主濱了であります。資料の裏側、2/2のほう、5の2の(2)のところ、海岸漂着物等の効果的な発生抑制について伺いたいわけですが、まず岩手県の沿岸は三陸沖ということで、最近サンマもサケも不漁で、ちょっとその影をなくしているところなのですが、サバはいっぱい捕れていると、こういうことで、まずはすごくいい漁場であると、そこを私は汚さない、という観点は非常にいいと思いますので、こういうことはどんどん、どんどん進めていっていただきたいと、こういうふうに思うのです。

その原因ですよね、プラスチック。プラスチックを流すのは、私は県民であり、市町村民であると思います。全てのごみというのは、そういうふうな消費者のところに全て集まるのです。物を買えば必ずごみがついて消費者のところに行く。それを消費者がうまく捨ててくれれば本当は一番いいわけなのですが、そのシステムがしっかりしていないのではないかと、思っておりまして、そのシステム、きちっと処理をするシステムをつくっていかねばいけないと、こういうことであります。

今全てのごみのことを言ってもしょうがないので、プラスチックに限って言えば、プラスチックを消費者である県民が、あるいは市町村民がどう処理するのがいいのか、どう処理しているのか、現状として。難しい処理の仕方ですと、これは住民は応じてくれないと思うのです。そのところを要するに簡単に処理できるような方向を今後取っていけば、様々捨てられることが少なくなってくるのではないかなと思っております。

そこで、ごみの捨て方、プラスチックの捨て方を見ますと、プラスチックを分別して集めているところもあれば、そのまま捨ててくださいと、全部燃やしてしまおうと、こういうところもあるわけでありましてけれども、住民にとってハードルが高ければ高いほどあまり応じてくれないのではないかと。分別した後のプラスチックの使い道、近年のニュースを見ますと中国に輸出という表現していましたが、中国に輸出をしていた、それが向こうでは輸入禁止にしたと、こういうことがあります。それまではずっと出していたわけです。だから、東南アジアでもプラスチック、日本から輸入、日本が輸出をしていた。あまり汚いものについては、それはもう送り返すと、こういう報道がなされております。そういうものが結局海洋汚染につながっているのではないだろうか、というふうに思われるわけです。では、また元のところに戻って、消費者である国民がどうプラスチックを処理すればいいのか、簡単に処理するほうができれば、少なくとも余分な不法投棄みたいなものはなくなってくるでしょうし、それから集められたプラスチックについても中国とか、東南アジア

とか、そこに横流しするようなことはなくなってくるのではないかなと思っております。もしその辺の国の方向であるとか統計があれば、お教えをいただきたいなど、こう思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 今プラスチックの様々な御意見をいただきました。ありがとうございます。我々としても、家庭向けのプラスチックごみは市町村さんとともに、一緒に分かりやすい分別ということを心がけていきたいと思っておりますが、今、お話のあった中国の規制によりまして、確かに外国への輸出が止まっているということで、首都圏などではプラスチックごみが停滞している状況があるようです。県内ではそれほど停滞しているという状況はございません。

あとは、プラスチックは材質が様々ありますので、きちんと分別すれば元の同じ材質のプラスチックに戻せるのですが、やはり分けづらいということがございますので、どうしても熟利用するところがございます。あまり分別されていないものにつきましては、中国に輸出できなくなって停滞しているところがあるのですが、県内ではセメント工場がそのプラスチックを燃料の代替としてかなり受け入れて、昨年と比べてもかなりの量を廃棄物として受け入れて、燃料の代替にするという取組が行われておりますので、一つ一つそういう段階を踏まえてプラスチックの適正処理を進めていきたいと考えています。

プラスチックというのは、衛生面の格段の向上を我々の生活にもたらしめました。プラスチックを使わないということではできませんので、うまく付き合っていくことが大事かと思えます。具体的な統計は手元にないのでお答えできないのですが、そのような対応をプラスチックについてはやっていきたいと考えております。

以上です。

○大塚尚寛会長 どうぞ。

○主濱了委員 1点だけ確認をさせていただきたいのですが、その燃料としてのプラスチックの活用、これは分別の結果、分別をした上で燃料として使うと、こういうことなのでしょうか。そのところ、一般の住民にとって考えれば、分けるということは非常に、これは3Rということで非常に有効なことなのですが、そのことが手数なのですよね。ですから、できるだけそういうことを経ないでやっていただければいいなど。そもそもプラスチックというのは、化石燃料が変化したものですよね、結局は。そういうことなので、私は燃料であれば燃料であってもいいと思うのですが、そこに至る過程で分別ということがあれば、なかなか受け入れてもらえない可能性というものもあるのではないかなと、こういうふうに思っ

います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 今の御質問ですが、まず市町村さんレベル、家庭レベルでプラスチックを分別しているのは、容器包装リサイクル法に基づきますので、これに基づいて分別された、基本的にはペットボトルはきちんとペットボトルのリサイクルのラインに乗るといことですし、例えば私、盛岡市に住んでいますが、その他のプラスチックの分別という部分がございますが、そこについては素材が様々入って、プラスチックとその他のごみは分けられるのですが、プラスチックを素材別に分別したわけではありませんので、そういったものにつきましては、例えば燃料の利用ということが今されている場合があります。環境省におきましても、そこは熱だけに使うということではなく、もう一つ原料に戻そうというシステムを作るため、産業廃棄物の業者さん向けとして、きちんと洗ってプラスチックの素材を分別するような設備に対する補助金を強化したりなどという動きもありますので、まだまだ熱利用は続くかと思えますけれども、プラスチックがもう一回同じような再生されたプラスチックに戻っていくという施策も今後研究、展開されていくと考えております。

以上です。

○大塚尚寛会長 よろしいでしょうか。

○主濱了委員 はい。

○大塚尚寛会長 ほかございますでしょうか。

いろいろ意見が出ましたし、あれですけれども、非常に海岸線も長い本県、水産資源、あるいは観光資源として、いろいろ恩恵を受けているわけですけれども、いろんな漂着物の影響が出始めております。そういった中で、こういった計画を推進していきたいというところかと思えますけれども、いわゆる発生抑制というところで今議論といいますか、意見交換がありましたけれども、こういった施策としてどうやっていくかと同時に県民の意識の啓発も必要かと思えますけれども、その辺のところはどのような、具体的に行動されるのか、ちょっと説明していただけますでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 我々は市町村さんと一緒に、先ほども申した裏面の5の2の(2)のところに海岸漂着物等の効果的な発生抑制がありまして、その意義、3Rの推進ということでごみに出さないとか、もう一回リサイクルするとかという3Rを推進しようということを行っておりますので、その定着、かなり前からやっているのですが、なかなかこれが県民に定着しない、どうしてもポイ捨てする方がいるというところがありますの

で、そこを根気強くやっていくしかないと今考えております。

○大塚尚寛会長 海岸漂着物については、特に海洋プラスチック、マイクロプラスチックのところまでいきますと、生態系にも影響あるということでいろいろ問題視されているところですが、ごみを正せば、戻っていけば、ごみの発生問題でもあるのだという意識をやはり県民の皆様が共有する段階が必要かと思えますし、今日御出席の委員の皆様は、あらゆる環境分野で地域に根差して活躍されている皆様ですので、ぜひこういった県民に対する意識の啓発というところで、各分野で貢献していただければと思います。まだほかにも御意見あるかと思えますので、進行上、次に進めさせていただきます。

それでは次は、項目の5番目です。次期「岩手県環境基本計画」の検討状況について事務局から説明をお願いいたします。

○高橋環境生活企画室特命課長 環境生活企画室特命課長の高橋でございます。それでは、資料の5、次期岩手県環境基本計画の検討状況につきまして御説明させていただきます。

初めに、1、環境基本計画策定特別部会の開催状況等でございますが、これまで特別部会を3回開催してございます。6月13日に第1回特別部会を開催いたしまして、岩手県環境基本計画の取組状況等につきまして、現行計画の到達度、取組状況、評価及び今後の課題につきまして御審議をいただきました。そのほか、次期岩手県環境基本計画の方向性等について、現行計画等の評価を踏まえた主な課題や、次期計画の施策の方向性、新たな視点等について御審議をいただいたところでございます。

次に、8月8日に第2回特別部会を開催し、次期岩手県環境基本計画の基本的な考え方につきまして、施策領域、体系、計画策定の基本的な方向性、基本目標につきまして御審議をいただきました。

次に、10月4日に第3回特別部会を開催いたしまして、次期岩手県環境基本計画の基本的な考え方について、計画策定の基本的な方向性、基本目標、環境・経済・社会の統合的向上に向けた視点、環境基本計画とSDGs及び地域循環共生圏との関係につきまして御審議をいただいたところでございます。

続きまして、これまでの検討のポイントでございますが、第3回部会資料に沿って御説明をいたします。次の2ページを御覧ください。次期岩手県環境基本計画の基本的な考え方についてですが、計画策定の基本的な方向性につきましては、課題等や施策の体系、県民等との連携等について、基本とする内容につきまして整備をいたしました。

基本目標につきましてですが、地域資源を適切に活用しながら、環境保全と暮らしが両立

する社会を目指すこと、また人口減少が今後も見込まれる中、持続的な発展とゆとりのある生活をもたらすよりよい環境を守り育て、将来の世代に引き継ぐことを目指し、「多様で優れた環境と共生する持続可能ないわて」を案といたしました。

続きまして、3ページを御覧ください。環境・経済・社会の統合的向上に向け、国の第五次環境基本計画の重点戦略の考え方を踏まえ、基本目標の達成に向けて、岩手の地域資源を生かした取組を進めるに当たり、環境と経済の好循環、自然と共生した県土づくり、地域資源の活用による地域づくり、環境に優しい心豊かな暮らしの実現の分野横断的な4つの視点を設定するということといたしました。

また、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例及びいわて県民計画（2019～2028）を踏まえまして、施策の柱立てにつきまして気候変動対策、循環型地域社会の形成、生物多様性の保全・自然との共生、安全で快適な生活環境の確保・創造、持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動、環境を守り育てる産業の振興の6つの柱で構成するということといたしました。

続きまして、4ページ目を御覧ください。次期環境基本計画におきましては、岩手の強み・弱みを踏まえました施策展開を図りますほか、環境・経済・社会の課題の統合的な解決を目指しますSDGs、持続可能な開発目標や国の第五次環境基本計画における地域循環共生圏の考え方の活用も検討してまいります。

それでは、1ページ目にお戻りいただきます。第3回特別部会開催後につきましては、これまでの特別部会でいただきました御意見等を踏まえまして、次期環境基本計画の施策の内容等について庁内関係部局と調整を図っているところでございます。

3、今後の検討予定等でございますが、次期環境基本計画の計画期間であります2021年から2030年を超えた目標としまして、2050年の温室効果ガス排出量の実質ゼロを掲げる方向で検討を進めてまいります。

また、具体の施策の検討や目標設定等に当たっては、令和2年度に策定予定の岩手県地球温暖化対策実行計画や岩手県循環型社会形成推進計画との整合を図ってまいります。

資料についての説明につきましては以上でございます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。ただいま次期岩手県環境基本計画の検討状況について説明ございましたけれども、内容につきまして御質問あるいは御意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○東淳樹委員 岩手大学農学部の東です。次の資料6とも関係するのですが、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロということをして昨年知事が掲げましたけれども、それに関して、ちょっと僕の記憶では審議会で議論したということはないかなと思うのですが、この経緯について御説明していただきたいのと、どういうことをすると実質ゼロが達成できるのかということをお聞かせください。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 昨年11月に知事が記者会見の中で、温室効果ガス実質ゼロということはこの計画の中に掲げたいということを表明したわけですが、御指摘のとおり審議会等で議論したというものではなくて、知事のほうから記者会見を通じて表明したというものでございます。この表明した考え方でございますけれども、もともと知事会などでパリ協定を地方から支えていきたいというような、そういう発言がございまして、ほかの県の中では2050年にゼロを目指すということを表明した都道府県があったということがございます。また、9月にはサミット等ございまして、その中でも様々議論がされていたと、そういうこともございまして、岩手県としても地域からパリ協定を後押しすると、そういう趣旨で11月に知事が表明したということになっております。

もう一つなのですが、温室効果ガス実質ゼロに向けて具体的にどういった取組をすればそこにつながっていくのかという部分につきましては、今日本では2050年温室効果ガス80%削減ということを目標に掲げているものでございます。岩手県の強みとしましては、省エネ対策ということでCO₂を削減するということのほかに、岩手県ならではの森林吸収の部分だったり、あとは岩手県として再生可能エネルギーの導入促進に努めていると、そういう部分を岩手の強みというふうに考えております。その辺を数値化した上で、温室効果ガス実質ゼロを目指すということを考えているところでございます。

○東淳樹委員 ありがとうございます。これというのはすごく大事なことだと思うのですが、こういった環境審議会があるのにそういうのは通さないで、知事が勝手にと言ったらちょっと語弊があるかもしれないですが、せっかくこういう会があるのにそういうところで議論しないでいきなり表明するというのは、ちょっと僕としては委員として非常に納得がいかないと思っています。国際的にIPCCとか国連に関する機関などがCO₂による温暖化というようなことを言って、それに世界が倣っていますけれども、例えばアメリカとかはそれに対して参加しなかったりとか、そういった動きもあったり、中国のようなGDPが世界2位のところなのに途上国だという理由で排出削減の義務がないとか、いろんな問題があるわけです。日本のマスコミなんかは、全部国の国際的な動きに倣って報道して

いますけれども、いろんな書籍でもそれに対して懐疑論だったりとか、それに対して反対するような意見も多数出ていて、一方的にCO₂を削減するという方向に決めていくということに対してどうなのかなと。この審議会ですういったことが決まってくるのであれば納得はできるのですが、そういったことなく、頭越しにそういったことを岩手県として決めていくというのは、こういった審議会を軽視しているのではないかなというふうに思います。

それから、実質ゼロとなると、再生可能エネルギーをどうしても増やさざるを得ないので、今日は経産省のほうからも来られていますので、専門家からの立場もお聞きしたいのですが、実質ゼロを目指すための再生可能エネルギーを一体何%ぐらいまで上げなければいけないのかということですよ。再生可能エネルギーというのはものすごく効率が悪いですね、化石燃料に比べると。再生可能エネルギーを増やすと岩手の貴重な自然がどんどん破壊されている。今もどんどん破壊されてきているのですが、実質ゼロを目指すとなると、国土とか岩手県の面積の何%ぐらい再生可能エネルギーを使わなければいけないのかということを考えると、とても実質ゼロに賛成できないと僕は思っているのですが、その辺とかはどうなのでしょう。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 知事が記者会見の中で表明したということだったので、この表明が今度の環境基本計画の中に、目標年度を超えた長期的な目標として2050年に温室効果ガスゼロを掲げたいということ、環境基本計画の中で議論して決めていきたいということ、を発言したところでございます。知事が宣言したというよりは、計画の中に長期的な目標として2050年を掲げたい、それを議論したいということで知事が表明したというものでございますので、最終的に決めていくのはあくまでもこの計画策定の中で決めていくということでございます。ちょっと私の説明が不十分だった部分がありました。失礼しました。

あともう一点、再生可能エネルギーが例えば太陽光だったり、かなり面積を使う割には発電できない部分が多いのではないかと、趣旨かと思うのですが、例えば化石燃料を使って発電する場合にはかなり発電所のスペースは少なく済むのですが、太陽光などの場合にはかなりの面積を有するということは委員御指摘のとおりでございます。今秋田県のほうでは、洋上風力の実証、あるいは今度事業化に向けて進められているものでございます。岩手県においても、今まだ洋野町、久慈の辺りで検討が進められていると、市町村を中心に検討が進められているような状況でございます。秋田県を例にとりますと、洋上風力

だと大体100万キロワット、長期的な計画も含めると200万キロワット、これは原発に直すと2基分相当ということになりますので、洋上風力の分野などでは大規模なものが可能性としてはあるのではないかと考えております。2050年を見据えるということでございますので、まだまだ具体的にどういう再生可能エネルギーがあるのか、どういう方法がどのぐらいの割合でということはまだこれからの議論になると考えているところではございますけれども、再生可能エネルギーの可能性はあるものだと考えているところでございます。

○東淳樹委員 分かりました。ここで議論してもちょっとあれなので。

○大塚尚寛会長 大変重要な御意見です。知事のほうからトップダウンみたいな形で、2050年の成果ということの実質ゼロという宣言があったということですが、環境審議会としては知事からの諮問を受けて特別部会を設置して検討に入っているという段階ですが、資料の5の最初にありますように、第3回で実は特別部会は止まっています。10月にやって11月に知事からのそういう発言ですから多分、50年ですが、あと3回基本計画で2050年来るわけですが、次年度からの次期のところをどうするかというところ、もう一回ちょっと組み立て直さなければならないという状況で、まさに今日頂いた意見とかも踏まえながら、これからの特別部会での検討がさらに進められるかと思えます。たしか去年の6月でも、タイムスケジュールでいくと今回かなりの部分で基本計画の骨格が出てきているはずだったのですが、そういうことがあって若干遅れているという状況かと思えますが、特別部会長を務められております渋谷先生のほうから何かコメントあれば。

○渋谷晃太郎委員 ありがとうございます。私は、手順のほうはいろいろあるかと思えますけれども、自治体の長がはっきり2050年までにゼロにするという目標を掲げられたというのは高く評価したいと思っております。国の動きもなかなかまだ鈍いし、国の目標を超える目標を自治体のほうで立てたいというのが知事さんのお気持ちだと思うのですが、それを実現するのは事務方でもあり、この審議会での委員の皆様からの様々な御意見でできていくのかなと思っております。

資料6の8番の方向性のところですが、これまでずっと長らく地球温暖化対策実行計画というのは県のほうでつくられてやってきたのだけれども、なかなか減っていないですよ。現実的にはなかなか減っていない中で、これから高い目標を立てられて、では今これからどうするかというのは、新しい考え方が必要になる、バックキャストというふうに言われていますけれども、そういう新しい目標に向かって、多分再生可能エネルギーだけでは僕は無理だと思っているし、新しい技術がどうなってくるかというのも分かりにくいのですけ

れども、工学的な技術とか、いろいろなものを総動員して目標に向かっていかなければいけない。そういうことであれば、新しい段階に知事さんが道を開こうとされているのかなというふうに思っておりますので、今の技術だけではちょっと難しいのだろうと思いますけれども、先端技術とかそういうものを踏まえながら前向きに取り組んでいただければと思っております。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。委員の皆様から御意見ございますでしょうか。

地球温暖化に対する取組というのはもう一刻の猶予もないということで、世界的な動き、特に分岐点はパリ協定で、各国責任を果たしていきましょうという動きがあるのですけれども、一方では昨年11月3日でしたか、アメリカ大統領はパリ協定から離脱するということでして、それが発効するのは今年11月4日です。現大統領が再選されますとそういう流れになっていきますので、そういった世界情勢もどう変わるかというところもあるのですが、岩手県としては最初の環境基本計画の中では、当時COP3で温室効果ガス6%削減というのに対して二酸化炭素が8%削減という、やや高い目標を設定しました。それから、現在進んでいるのは、2030年目標で国が26%に対して岩手県は実質29%ということで、絶えず若干高い目標を掲げながら進めてきているのですけれども、そういった中で2050年、国として80%削減をゼロというふうに知事さんは表明されましたが、それが実行可能なのかどうか、そういったところも含めて特別部会でも検討していきながら、次期基本計画にどのように盛り込んでいくかということになるかと思いますが、一方では次の6番目にあります地球温暖化対策実行計画にも関わってくるかと思っておりますので、ちょっと全体の進行が若干遅れておりますので、ここで最後、6番目の報告に移りたいと思っております。

それでは、次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」策定の方向性について事務局から説明をお願いいたします。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 それでは、資料ナンバー6番、次期岩手県地球温暖化対策実行計画策定の方向性について、環境生活企画室の高橋から説明させていただきます。

まず、1つ目の基本的な考え方でございます。まず、一番先の1ポツ目でございますけれども、気候変動の影響、これは温暖化あるいは台風、そういった様々な影響が世界、日本、そして岩手県にも現れている状況でございます。

2つ目のポツでございますけれども、パリ協定の中で低炭素から脱炭素へ大きく舵を切ろうとしている中で、地域から貢献するという観点で、岩手県においても温室効果ガス排出量

の実質ゼロを目指したいということが必要と考えるところでございます。そのため、この次期地球温暖化対策実行計画の策定に当たっては、脱炭素社会の実現に向けた目標と効果的な施策を検討していきたいと考えているところでございます。この次期実行計画でございますが、来年度検討しまして、来年度に策定して、令和3年、2021年度からの10か年の計画でございます。目標年度は2030年度になっているものでございます。

2の近年の気候変動と気象災害の影響ということで、近年のものをここに掲げております。一番下のところの台風19号による住宅被害9万棟というものもでございます。

3の国際的な動向でございますが、2つ目のポツでございますが、2015年にパリ協定が採択されまして、世界平均気温の2度目標、1.5度の努力目標を明記したところでございます。2018年には、できるだけ1.5度を目指すということで、1.5度目標達成に向けて、2050年前後にはCO₂の実質排出量ゼロが必要だという報告書が出されているところでございます。

国の動向でございますが、パリ協定を受けまして2019年に2050年の削減目標を80%ということで設定したところでございます。

5の岩手県の取組でございますが、2012年に今の地球温暖化実行計画を策定しまして、2016年に5年経過の実行計画の改定を行ったところでございます。一番下のポツになりますが、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指したいという趣旨を知事が表明したところでございます。

6番のところでございますが、現計画の概要と達成状況でございます。現計画につきましては2011年度から2020年度の計画でございます。低炭素社会の実現を目指すことが目標となっております。達成状況でございますが、真ん中の再エネ自給率でございますけれども、直近の値が29.5%、目標値35%に対して現在29.5%となっております。再生可能エネルギーにつきましては、順調に伸びている状況でございます。

2つ目のポツでございますが、森林吸収源対策でございますけれども、これについては、目標値に比べまして上回る数値を達成している状況でございます。

3つ目の温室効果ガス排出削減目標でございますが、表の一番上のところになりますけれども、目標値マイナス25%に対してマイナス10.1%となっているところでございます。この中で、森林吸収等の影響によりまして4割達成しているところでございます。省エネ部分の削減率はマイナス0.9%となっております。

7の現計画の主な課題でございますけれども、県民会議を中心に県民総参加の地球温暖化

対策を推進してきたところでございます。一方で、3つ目のポツでございますが、脱炭素社会の実現に向けては、約5割を占める「くらし」に関わる分野、あるいは再生可能エネルギーなどの分野において、大胆かつ実効性の高い施策の検討が必要だということでございます。

右のほうに移りまして、次期計画の策定の方向性でございます。大きい項目として3つ掲げているものでございます。1つ目が脱炭素社会へ向けたマイルストーンとしての目標設定でございます。2050年を見据えるということでございますので、2050年から逆算して2030年にどういった水準の目標が必要か、そういった部分を議論する必要があると考えております。

2つ目の丸でございますが、多様な政策手法の検討でございます。従来の自主的手法、普及啓発、こういったものに加えて様々な規制的手法、経済的手法、情報的手法など、多様な政策を検討する必要があると考えております。

3つ目の丸でございますが、2030年度の削減目標を掲げるに当たりまして、家庭、産業、運輸などの各分野に係る個別の削減目標も併せて設定することが必要と考えております。

2つ目の大きな項目でございますが、「環境・経済・社会の統合的向上」を基礎とした施策検討でございます。1つ目の丸でございますが、コベネフィットの追求。コベネフィットにつきましては、1つの活動が複数の効果を生み出すものでございます。例えば温暖化対策の施策と併せて地域経済活性化や雇用創出を生み出すものを目指したいと考えております。

3つ目の丸としまして、気候変動対策の一体的推進でございます。県の施設、あるいは県の事業からどれだけのCO₂が出るかと、そういったものをまとめ、目標を掲げております。岩手県の率先実行計画を、まず地球温暖化対策の実行計画と合わせることに、もう一つが気候変動の適応方針、昨年つくったものでございますが、これを次の計画では統合することを考えているところでございます。

最後の大きな項目としまして、庁内外の参画と協働の推進でございます。庁内連携としまして、現在温暖化対策の本部会がございまして、その中に新たに各部局の実務担当者による検討チームを設置したいと考えてございます。

また、県民会議を今つくっておりますけれども、この中を中心に新たなステークホルダーからの意見聴取をする機会を設けたいと考えております。また、エネルギー分野の有識者の参画を得て、外部からの知見を導入して検討を進めたいと考えているところでございます。

なお、この実行計画につきましては、この環境審議会及び大気部会の中で議論をして決めていくという形になっております。

説明は以上でございます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。ただいま次期、4月以降、来年度、令和2年度から検討する実行計画の策定の方向性について説明をいただきました。これにつきまして、御意見あるいは御質問等ございましたらお受けしたいと思います。

はい。

○渋谷晃太郎委員 すみません。私さっき先走って6のほうをちょっと申し上げてしまったのですが、この温暖化対策実行計画も環境基本計画もそうなのですが、実は上位のいわて県民計画のほうで、私はつくるときに、県民の一人としてですが、低炭素ではなくて、これからは脱炭素に向かうときだということをお願いしてきたのですが、結局前の計画を踏まえているので、県民計画のほうは多分、記憶が定かではないのですが、低炭素のままになっているのではないかと思います。上位法が低炭素で、それより下位の計画が先に行くというのは、僕は間違っていないと思うのだけれども、やはり上位の計画もきちっと位置づけて、下位の計画に移っていくというほうがきれいというのですか、先に行ってから上を直すというよりも、前に進むのであれば全く問題ないと思っはいるのですが、前向きな方向であれば、上位の県民計画の中も同時に見直していかなければいけないのかなと思うのです。それは、この環境審議会の範疇を超えるので、県内部で御検討いただきたいと思うのですが、ぜひ県の総合計画も前向きな方向性を出していただくように進めていただくと大変ありがたいと思っております。

○大塚尚寛会長 どうぞ。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 ありがとうございます。いわて県民計画は昨年度策定したものでございますが、御指摘のとおり、低炭素という言葉を使っております。2028年を目標年度に掲げている計画でございますけれども、この実行計画についても2030年をまず一つの目標ということで掲げております。その中でも、まず低炭素のままではいくのですが、ただ2050年を見据えたときに脱炭素という言葉がこの実行計画、あるいは環境基本計画の中に入れることを議論するような形になりますけれども、それと併せて県民計画のこういった議論の結果を踏まえまして、県民計画の中で例えば一部改定する機会など、そういった部分を見ながら整合性を取れるかどうかという部分は検討していきたいと考えているところでございます。

○大塚尚寛会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見等。

○主濱了委員 市長会の主濱了であります。県の取組のところで、2019年11月、知事の御発

言です。ここで言っているのは、温室効果ガス排出量の実質ゼロを掲げたいというもので、これは知事さんの希望だというふうに、希望の表明だというふうに私捉えておりますけれども、非常に意欲的で、いいのではないかなと。岩手県が進むべき方向としては、非常に意欲的であるのではないだろうか、こういうことであります。

それで、今日は実は町村会代表の小田村長さんが欠席で残念なのですが、すぐ近くの葛巻町というところの町長さんのお話を聞きますと、葛巻町は電力自給率が160%とか180%とかと、こういうことで、電力自給率、町内で使っている電力の180%ですから、それ以上に町内で電力をつくっているということ。それから、エネルギーの自給率も80%になっていると。こういうふうなのがすぐ近くにあるわけでありまして。これは、エネルギーをつくるというほうです。それから、使うほうではやっぱりエコカーであるとか、エコハウスであるとか、エコ家電であるとか、できるだけエネルギーを使わないようなこと、これもどんどん、どんどん追求していくべきであろうと。あとは、LEDとか。様々変えていくことによって、今度はエネルギーを使わない方向のことを様々考えていく。そのことによって、果たして知事さんの希望が達成できるかどうか、こういう問題だと思うのです。それについては、やはりこの審議会ですっきりと今後検討をしていくべきだろうと。ただ、そういう、すぐ近くに素材というものがあるわけですから、これは県としても、例えばそういうこと、先進事例というか、いい事例があるわけですから、例えばそういうものを間違いがないかどうかということを調査、そして発表していただきながら、私どももそれを材料にしていろいろ議論を深めていけばいいのかなと思います。

○大塚尚寛会長 はい、お願いします。中村先生。

○中村正委員 自然保護協会の中村ですけれども、資料6の下、環境・経済・社会の統合的向上、あるいは庁内外の参画と協働、どちらにも関わるのですけれども、コベネフィットについて、これ私はよくわからないのですが、ここに書いている「1つの活動が様々な利益につながっていくこと」ということのようなのですけれども、私は大体、多様な活動が1つの目標を達成する、多様な活動ということ容認するようなスタンスでいるので、多分よく読んでみるともしかして共通のことを言っているのかもしれないのですけれども、行政、あるいは我々の活動も含めてですけれども、1つの活動というよりも多様な活動という、そういう捉え方、それが1つの目標と言え、多様な活動が脱炭素世界に進むというふうに捉える。行政の、それから庁内連携とか庁外連携とかの捉え方も、そういう意味で言うと多様な活動を県あるいは行政がある意味でコーディネートする、そういう姿勢のほうがいいのではないか

というふうに捉えています。

○大塚尚寛会長 お願いします。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 ありがとうございます。このコベネフィットの追求ということで、米印のところに「1つの活動が様々な利益につながっていくこと」と、これは例えば再生可能エネルギーを導入した場合に温暖化対策の面でいい影響がある。そのほかに、例えば再生可能エネルギーをできるだけ地元の、主に地域還元できるような、そういう形で整備する。そういったことによって、地域の活性化、あるいは雇用が生まれると。そういう1つの行動が、1つのことを行うのですが、複数のいい面があるという趣旨の解説がここに書いてございます。

委員が先ほどおっしゃられた、それぞれの活動が1つの利益につながると、これはまさにそのとおりだなと考えております。様々な方が様々な取組をすることによって、温室効果ガス実質ゼロ、あるいはより少なくしていくと、そういう部分には特定のところだけ取り組むというものではなくて、全ての皆様が全てできる限りのことをやっていくと、そういうことがこの目標の達成につながっていくものと考えております。そういった部分も何らかの形で表現できるような、そういう工夫はしてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○大塚尚寛会長 ほか、といっても、ちょっと時間が厳しくなりましたので、先ほどもありましたのですが、この実行計画の策定については次年度ということで、環境審議会というところですが、具体には大気部会での検討を進めて、またここに上がってきてという策定の段取りになるかと思いますので、また委員の皆様からも御意見を伺える場もあろうかと思いますので、今日のところは方針を伺ったというところでとどめておきたいと思います。

ということで、今日報告が6件ございましたが、以上で報告につきましては終わりますが、このほかに特にここで発言したいということがあれば。

はい、どうぞ。

○林俊春委員 公募委員の林と申します。参考資料のところで確認しておきたい部分がありまして、参考資料の10ページの中ほど、ちょっとこのような仕事に関係しているもので、環境報告書作成企業数というのがあるのですが、目標180に対して272という非常にいい成果を出しているわけなのですが、環境報告書を出すというのは、ISO14001を取得したり、エコアクション21を取得したりして、私の押さえているのはエコアクション21は岩手県内100社くらいなのです。それで、ISO14001は多分40社か50社くらいでないかなと思われる

のですが、みんな目標180に対して272というのはどういうものから出たデータでしょうかということが1つと、もう一つは、13ページの地球温暖化を防ごう隊というのがありまして、多分小学校に訪問するという、小学校におけるというのですけれども、E S Dという持続可能な教育ということがありまして、学校教育と、これからの時代というのは、子供たちに環境教育をきちっとしていないと、今環境に興味を持つ方というのは大体高齢な方ばかりで、これから何十年後かにやるためには、環境教育を小学校辺りからきちっとやっていかないと達成は難しいだろうということで、その辺の考え方、先ほどコベネフィットという話がありましたけれども、横断的に市内を進めていくことになるとう教育委員会とか、例えばそういう団体とも、団体というか、そういうな組織とも共同でやっていかなければ目標は達成できないだろうなということを思い、ちょっとその2点。先ほどの環境報告書の母数が272は、根拠数はどこから来ているのかということと、小学校での教育をどのように今後考えておられるのかという、2点をちょっとお聞きしたいと思います。

○大塚尚寛会長 ただいま委員から質問ありましたけれども、実はこの後のその他のところで今の参考資料についての説明があつて、ということがありますが、ここでお答えされますか、それともその他に移ってからにしましょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 それでは、私のほうから環境学習のほうを先にお答えさせていただきたいと思います。こちらの資料については、目標に対しまして達成度がCということになったわけでございますけれども、こちらの主な要因としましては、東日本大震災津波以降、被災地域での小学校の取組が困難になりまして、大きく減少したことによるものでございます。委員御指摘のとおり、これからの岩手県の環境を守っていく上では、小学校、子供の段階から環境教育を進めていくことが何よりも大事と思つているところでございまして、こういった学校の掘り起こしなどにつきましては、地元の振興局でありますとか、教育委員会と連携しながら引き続き強化してまいりたいと思つておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○佐々木環境保全課総括課長 先ほどの環境報告書の作成企業数ですけれども、前にも書いていますが、地域とはじめる環境報告会などの活動を行っている企業の延べの数ですので、このような大きい数になっているものでございます。

○林俊春委員 それでは、やはりISOとか、エコアクション21とか、いわて地球環境にやさしい事業所とか、そういうところを全部トータルした数がここに載っているということですか。

○佐々木環境保全課総括課長 企業数はISOなどを取っている企業には限らないのですが、そういう報告書を作成して、データベースになっている企業が延べで何件になっているかということで集計をしております。

○林俊春委員 分かりました。

○大塚尚寛会長 それでは、一旦ここで報告というところは打切りにさせていただきます、進行を事務局にお返ししまして、その上でまたその他のところを御説明いただければと思います。

4. その他

○高橋環境生活企画室企画課長 それでは、次第の4、その他でございます。事務局から1点ということで、今お話にもございましたけれども、お手元にお配りしておりました資料のうち、参考資料1、参考資料2につきましては、昨年6月に開催をいたしました前回の審議会では内容についてはおおむね御説明をさせていただいたところでございます。本日時間の関係もございまして、説明については省略させていただきますが、今のように何か委員の皆様から御確認をいただきたい事項、事前に資料配付させていただいておりましたので、御意見、御質問等あればお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○高橋環境生活企画室企画課長 また何か御質問等があれば個別に事務局のほうにお問い合わせいただければと思っております。

そのほか、その他ということで委員の皆様からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○高橋環境生活企画室企画課長 それでは、ここから事務局より1点御連絡がございます。この後15時15分から、こちらの会場で温泉部会を開催することとしておりますので、部

会の委員の皆様につきましては、部会への参加につきましてよろしくお願いをしたいと思います。

5. 閉 会

○高橋環境生活企画室企画課長　それで、最後になりますけれども、現在の委員の皆様におかれましては、現在の任期が本年3月までとなっているところでございまして、今回の審議会が任期中最後の開催となるところでございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、これまで本県の環境行政に対し貴重な御意見をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げたいと思います。

次は、委員改選後になりますけれども、次回の審議会につきましては4月の下旬頃を予定しております。事前に委員の皆様にご日程を調整させていただいた上で開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を全て終了いたします。どうもありがとうございました。